

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所 中期目標（素案）・中期計画（案）対比表

H 2 5 . 7 . 2 9

中期目標（素案）	中期計画（案）
<p>(前文)</p> <p>大阪府立公衆衛生研究所は昭和35年に、大阪市立環境科学研究所は昭和49年に、それぞれ明治期に創設された衛生検査機関を母体として設立された。以来、公衆衛生にかかわる検査・研究を行い、また健康危機管理事象に際しては、公衆衛生行政を科学的、技術的に支援する中核組織として、住民の健康を守るという公的使命を果たしてきた。</p> <p>公衆衛生の領域では、日々の生活における住民の感染症への警戒感、食品や生活環境に対する安全・安心への志向が高まり、取り組むべき課題が多様化、高度化してきている。このため地方衛生研究所に対して、これまで以上に迅速かつ確な試験検査の実施やその基盤となる調査研究の充実、さらには情報提供や研修を通じた公衆衛生への寄与が求められている。</p> <p>このような状況を踏まえ、平成26年4月、これまでの使命を継承しながら府市2つの研究所が統合することによりそれぞれが有する特色を生かして、より質の高い業務を推進し、また将来にわたって効率的な運営をすることにより、住民サービスをより一層向上させることを目指し、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所(以下「研究所」という。)を発足させることとなった。</p> <p>新たな研究所が、その定款第1条に定められた「公衆衛生に係る調査研究、試験検査及び研修指導並びに公衆衛生情報等の収集、解析、提供等の業務を通じて、健康危機事象への積極的な対応をはじめ、行政機関等への科学的かつ技術的な支援を迅速に行い、もって住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与する」という目的を果たすため、共同設置者である大阪府ならびに大阪市は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第25条第1項の規定に基づき、以下のとおり中期目標を定め、これを同目標の期間に達成するよう研究所に対し指示する。</p> <p>第1中期目標の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間</p>	<p>(前文)</p> <p>地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第25条の規定に基づき、大阪府知事および大阪市長から指示を受けた平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間における地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所(以下「研究所」という。)の中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を以下のとおり定める。</p>

中期目標（素案）	中期計画（案）
<p>第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>研究所は、公衆衛生分野における専門家集団として、その母体である府市両研究所にこれまで蓄積されてきた資源を有効に活用し、地方独立行政法人としての特性を十二分に発揮して住民・行政に対して様々な科学的、技術的な支援を行い、府内の公衆衛生の向上及び住民の健康の増進に寄与すること。</p> <p>1 行政機関および住民に対して果たすべき役割の維持と強化</p> <p>(1) 健康危機事象対応能力の強化</p> <p>健康危機事象発生時における対応能力の強化に努め、医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる住民の生命、健康の安全を脅かす事態の未然の防止や発生の際における被害の拡大防止のため、行政に対する科学的、技術的な支援を迅速かつ的確に行うこと。</p> <p>(2) 試験検査機能の充実</p> <p>研究所に蓄積された知見、人材、機器などの資源を最大限に活用し、公衆衛生に係る試験検査を効率的かつ正確に実施すること。</p>	<p>第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 行政機関および住民に対して果たすべき役割の維持と強化</p> <p>(1) 健康危機事象対応能力の強化</p> <p>健康危機事象発生の際に行政に対する科学的、技術的な支援を迅速かつ的確に行うために2つの施設に蓄積された、人材、機器やノウハウなどの資材を結集し、原因究明のため多様な検査項目に幅広く、また多くの検体に迅速に対応するため以下の取り組みを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 健康危機事象対応時に、外部との連絡調整を一元化し、内部組織の連携を充実させ、また必要に応じ既存の組織体制を超えた体制を構築するなど、迅速に業務の推進を行うための組織整備を行う。 ● 健康危機事象対応能力強化に資する関係機関との積極的交流を図る。 ● 新興感染症や食品、飲料水、室内空気等に含まれる汚染物質の解明など健康危機事象発生時に拡大防止と原因究明を可能とする技術力の向上に努める。 ● 標準品、標準株、試薬などの必要な器材については緊急時に即応できるように整備する。 ● 健康危機事象模擬訓練を実施し、実践的な対応力の不断の向上に努める。 <p>(2) 試験検査機能の充実</p> <p>研究所に蓄積された資源を活用し、試験検査を広範囲に、的確かつ迅速に行う体制を整備し、検査機能の充実を図るため以下の取り組みを行う。</p>

中期目標（素案）	中期計画（案）
<p>(3) 調査研究機能の充実</p> <p>行政ニーズや住民の関心を十分に把握し、検査法の開発改良や健康危機事象への対応力強化に関する研究、公衆衛生行政に必要な指標の実態把握や課題の発掘、解決のための調査研究等に取り組むこと。</p> <p>① 研究課題の設定</p> <p>取り組むべき調査研究課題の選定に際しては、公衆衛生行政における社会的ニーズや住民の関心を十分に把握すること。</p> <p>② 調査研究の推進</p> <p>公衆衛生に係る多様なニーズに応えるために、調査研究業務を通じて最新で高度な技術や知見の習得に努めること。健康危機対応に関することや地域特有の課題など、特に重要性や緊急性の高いものについては、効率的に調査研究を実施できる体制を整備するなどの取組を行うこと。また、質の高い研究を推進するため、国内外をとわず他の研究機関との連携を強化すること。</p>	<p>① 効率的検査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 検査の業務単位ごとに効率化を念頭に置いたグループ体制の整備を図り、これをベースに人材育成、施設間での検査の集約、技術の平準化、共同研究の推進などを進める。 <p>② 信頼性の高い試験検査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 所全般の検査の品質を管理する部門を強化し、食品検査におけるG L P体制、医薬品GMP体制の充実をはじめ、各分野全般の検査成績の信頼性の向上を図る。 <p>(3) 調査研究機能の充実</p> <p>調査研究機能の継続的な向上を図るため以下の取り組みを行う。</p> <p>① 研究課題の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 府・市における公衆衛生施策のニーズを、関係会議を通じてきめ細かく把握し、調査研究業務に適切に反映させる。 <p>② 調査研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 検査法の開発改良や健康危機事象への対応力強化に関する研究、公衆衛生行政に必要な指標の実態把握や課題の発掘、解決のための調査研究等、多様化する社会ニーズに応える調査研究を推進する。 ● 地域に特有の課題をはじめ、行政からのニーズや緊急性が高い分野については、重点的に予算や人員を投入するとともに、組織的に進行管理・成果普及に取り組む。 ● 柔軟性のある研究体制を可能にする多様な人材の確保に取り組む ● 大学や国をはじめとする官民の研究機関との連携強化により調査研究課題の効率的な推進を図る。

中期目標（素案）	中期計画（案）
<p>③ 調査研究資金の確保</p> <p>府・市からの依頼研究のほか、競争的外部研究資金の獲得や民間企業との共同研究等、調査研究に必要な資金の確保に努めること。</p> <p>④ 調査研究の評価</p> <p>調査研究課題については、ニーズに対する適合性、予算や方法の妥当性、また得られた成果の公衆衛生施策への反映等の項目について、外部専門家の視点も交えた評価を行い、評価結果を調査研究の質の向上のために有効に利用すること。</p> <p>(4) 公衆衛生情報の収集・解析・提供業務の強化</p> <p>公衆衛生情報の収集・解析・提供機能を充実させるとともに、疫学調査活動への協力など、地域保健対策に係わる支援の充実を図ること。</p>	<p>③ 調査研究資金の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 重要性や緊急性の高い課題に関して、府市等からの受託研究等の獲得に努める。 ● 文部科学省科学研究費助成事業、厚生労働科学研究費補助金を始めとした競争的外部研究資金の獲得や民間との共同研究等、調査研究資金の確保に努める。 <p>【評価の指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部研究資金応募数 ・外部研究資金獲得数 ・外部共同研究数 <p>④ 調査研究の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各調査研究課題については、社会ニーズへの適合性、保健施策や住民に対して見込まれる成果の還元、必要経費などの観点から実施の適否を事前に評価し、更に、研究途中、完了時および成果の普及に関する評価を適宜おこない、課題の進行に適切に反映させる。 ● 評価は必要に応じて、内部評価、外部有識者による評価および依頼者による評価として行う。 ● 評価結果はホームページ等を通して速やかに公表する。 ● 評価方法や評価の反映方法について随時見直しをおこない、評価システムの向上に努める。 <p>【評価の指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学術論文数 ・学会発表件数 <p>(4) 公衆衛生情報の収集・解析・提供業務の強化</p> <p>公衆衛生情報の収集・解析・提供業務の強化のため以下の取り組みを行う。</p>

中期目標（素案）	中期計画（案）
<p>住民サービスの観点から、食の安全や感染症、生活衛生等に関する知見等、試験検査や調査研究活動等を通じて得られた情報は、住民が容易に理解でき、住民生活に役立てられるように工夫して積極的に広報することにより、地域住民の生活安全に貢献すること。</p> <p>(5) 研修指導体制の強化 地域の保健所等の行政関連機関の職員をはじめ、内外の産学官関係機関の職員等への研修を行い、公衆衛生に係るレベルの向上に寄与するように努めること。</p> <p>2 地方衛生研究所広域連携における役割 国立研究機関や近畿の地方衛生研究所間の相互協力体制のもと、危機事象発生時における協力のみならず、平常時においても、研究所間の連携強化やレベル向上において中心的役割を果たし、地域住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与するように努めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 所内の検査情報を共有するシステムを構築し、住民の健康安全支援への包括的な取り組みの基盤とする。 ● 健康危機事象発生時における拡大防止と原因究明を可能とする疫学調査活動への協力など、行政担当部局、保健所、地域医療機関等と連携し、地域保健対策支援の充実を図る。 ● 行政ならびに公衆衛生関係諸機関との定期的な情報共有を可能にする体制を構築し、タイムリーな公衆衛生情報の提供を行う。 ● 食の安全や感染症、生活衛生等に関する知見等、研究所が有する情報は、住民が容易に理解でき、住民生活に役立てられるように工夫し、様々な媒体を活用して伝える。 ● 公衆衛生に関連した住民からの相談に応えることにより、地域住民の生活の安全の向上に貢献する。 <p>(5) 研修指導体制の強化 公衆衛生に係る研修指導強化のため以下の取り組みを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 関係諸機関における研修ニーズを把握し、ニーズに応じた研修メニューの充実を図る。 ● 種々の目的に利用可能な研修用スペース、機器を整備する。 ● 講演のみならず実技演習形式の研修を行う。また、講師派遣の依頼にも積極的に応じる。 <p>2 地方衛生研究所広域連携における役割 近畿における研究所間の連携が有効に機能するように、以下の取り組みを行う。</p> <p>(1) 職員の技術交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 健康危機事象発生に対応できる高度な検査技術の研修など、地方衛生研究所近畿ブロックにおける技術職員の交流において中心的な役割を果たす。

中期目標（素案）	中期計画（案）
<p>3 新たな事業展開</p> <p>地域ニーズの把握に努めながら、公衆衛生関連の事業者等に対し、依頼試験、委託研究、共同研究、精度管理、研修などを実施することで、研究所の持つ技術・知見を提供し、地域の公衆衛生レベルの底上げを通して、住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与するように努めること。</p> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>1 業務運営の改善</p> <p>(1) 組織マネジメントの実行</p> <p>法人の運営責任体制を明確にし、絶えず変化する多様な社会的ニーズに対応し、住民の健康安全の最大化に資するよう効率的・効果的に業務運営を行うこと。</p> <p>(2) 事務処理の効率化</p> <p>事務書類の簡素化や各種の情報処理システムの導入、定型的な業務でアウトソーシング可能なものについては外部委託を行うなど、事務処理業務の効率化を図ること。</p>	<p>(2) 共同研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● それぞれの地方衛生研究所で取り組んでいる先進的な分野等に関して、共同研究を行うことにより、当該分野における共通課題の解決を図るとともに、技術の習得や人的ネットワークを形成し、健康危機事象対応能力の向上を図る。 <p>(3) 検査における連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 近畿ブロックにおける検査の効率化や特殊な機器や技術を要する検査の実施において地研間の連携の中心的役割を果たす。 <p>3 新たな事業展開</p> <p>保健衛生関連事業者ならびに機関に対して、依頼試験、委託研究、共同研究、精度管理、研修、保健衛生関連品の開発支援などを実施することで、研究所の持つ技術・知見を提供する。</p> <p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 業務運営の改善</p> <p>(1) 組織マネジメントの実行</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 所全般の経営企画を担当する部門を強化し、絶えず変化する多様な社会的ニーズに効率的・効果的に対応できるように、業務の実施状況の検証にもとづき、業務運営や組織体制の不断の見直しを行う。 <p>(2) 事務処理の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 意思決定や事務処理の簡素化・合理化を推進するとともに、各種情報システムの活用、内部管理事務における定型的業務の外部委託や職員の非常勤化等による事務の効率化を進める。

中期目標（素案）	中期計画（案）
<p>(3) 組織の最適化 想定される新たな健康危機事象への対応および業務の効率化の観点から、組織の自律性、効率性、業務の専門性を高められるよう人員を配置すること。特に、森之宮と天王寺の2施設に分散する組織間の連携が十分に行われるように配慮し、その最適化を図ること。</p> <p>(4) 検査・研究体制の強化 検査成績の信頼性確保および研究の企画と評価に関わる機能及び体制の強化を図り、質の高い試験検査、調査研究業務を実施すること。</p> <p>2 職員の能力向上に向けた取り組み 社会的ニーズに基づき、長期的展望に立って優秀な人材を確保し、その育成及び士気の喚起に努めること。</p> <p>(1) 研修制度の確立 個人や組織として蓄積された技術が継承されるよう、また新たな技術や知見の習得が十分に行われるように、人材の育成に取り組むこと。</p> <p>(2) 人事評価制度の確立 職員の業績を的確かつ客観的に評価し、職員の勤務意欲と能力の向上を図ること。</p> <p>第4 財務内容の改善に関する事項 経費の収支バランスを常に意識し、固定的経費の抑制に努め、また職員のコスト意識を醸成するなどにより経費を効率的に執行すること。</p>	<p>(3) 組織の最適化 ● 当面、森ノ宮と天王寺の2施設に分散する組織間の連携が十分に行われ、また絶えず変化する状況の変化に対応できるように業務量に応じた人員配置を行うなど、常に組織の最適化に努める。</p> <p>(4) 検査・研究体制の強化 ● 企画部門の充実を図ることにより、検査成績の信頼性の向上および調査研究機能の充実に一元的かつ効果的に取り組む。</p> <p>2 職員の能力向上に向けた取り組み</p> <p>(1) 研修制度の確立 ● 個人や組織として蓄積された技術や知識が継承されるよう、所内の教育制度を整備するとともに、自己啓発の支援や国内外研究機関等による外部研修制度を積極的に利用し、計画的な人材育成に取り組む。</p> <p>(2) 人事評価制度の確立 ● 職員の職務能力及び勤務意欲の向上を促すため、職員の業務実態に即して的確かつ客観的に業績を評価できる人事評価制度を構築する。また、優秀な調査研究に対する研究資金の重点的支給や、めざましい業績を上げた職員の表彰等、インセンティブ制度を具体化する。</p> <p>第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 経費の執行状況について定期的に確認を行い、固定的経費等の抑制に努め、また会計制度に関する研修を実施するなどして職員コスト意識の醸成に努め、経費を効率的に執行する。</p>

中期目標（素案）	中期計画（案）
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 施設および設備機器の活用及び整備</p> <p>社会的ニーズに的確に応えていくため施設及び設備機器類を適正に管理し有効に活用するとともに、それらの計画的な整備に努めること。なお、府市2つの研究所を統合する効果が発揮できるよう、施設のあり方について早期に考え方を示すこと。</p>	<p>第4 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画、資金計画</p> <p>1 予算</p> <p>2 収支計画</p> <p>3 資金計画</p> <p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>1 短期借入金の限度額 〇〇億円</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借入することが想定される。</p> <p>第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし</p> <p>第7 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合、調査研究及びその研究成果の普及、活用並びに情報発信、研修等、住民サービスの質の向上と組織運営の改善、その他研究所が必要と認める経費に充てる。</p> <p>第8 その他業務運営に関する重要事項の目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 施設および設備機器の活用及び整備 施設および設備機器については、中長期的な視点に立ち、計画的な整備に取り組む。特に、府市2つの研究所の統合による効果が発揮されるように、施設のあり方について検討をすすめる整備する。</p>

中期目標（素案）	中期計画（案）
<p>2 安全衛生管理対策 職員が快適かつ安全な労働環境で業務に従事できるよう、安全対策の徹底と事故防止に努めること。また、職員が心身ともに健康を保持し、その能力を十分発揮できるようにすること。</p> <p>3 環境に配慮した取組の推進 環境に配慮した業務運営に努めること。</p> <p>4 適正な料金設定 手数料や利用料については、社会情勢を勘案し適正な料金を設定すること。</p> <p>5 法令遵守に向けた取り組み （1）コンプライアンスの徹底 法令遵守を徹底し、高い倫理観を持って業務を遂行すること。</p> <p>（2）個人情報の保護 個人情報や企業情報は、関係法令に基づき適正に取り扱い、管理すること。</p> <p>（3）情報公開の推進 法人運営に関して透明性を確保するため、広報体制を強化し、迅速な情報公開に努めること。</p>	<p>2 安全衛生管理対策 職員が快適かつ安全な労働環境で業務に従事できるよう、関連法令に基づいた安全衛生管理体制を確立し、環境の整備と事故の防止に組織的に取り組む。また、職員が心身ともに健康を保持し、その能力を十分発揮できるようにする。</p> <p>3 環境に配慮した取組の推進 環境への負荷を低減するため、環境管理マニュアルを整備し、省エネルギーやリサイクルの推進、化学物質や病原微生物の適正管理など環境に配慮した業務運営に組織的に取り組む。</p> <p>4 適正な料金設定 他の地方衛生研究所や民間試験機関の情勢を踏まえ、手数料や使用料について適正な料金を設定する。</p> <p>5 法令遵守に向けた取り組み （1）コンプライアンスの徹底 法令遵守を徹底し、高い倫理観を持って業務を遂行する。</p> <p>（2）個人情報の保護 個人情報や企業情報、検査成績、研究成果等の職務上知ることのできた情報について適正に取り扱うように組織的に取り組む。</p> <p>（3）情報公開の推進 法人経営の一層の透明性を確保するため、事業内容や運営状況に関する情報の公開に取り組む。また、事業内容や運営状況に関する情報公開請求に対しては関連法令に基づき適正に対応する。</p>